

表3 育児休業法施行(1992年)の影響についてのDD推定(1989~94年)

	女性一男性 全体 II-I		女性一男性 中・高卒 II-I		女性一男性 短大・大卒 II-I		女性一男性 20-34歳 II-I		女性一男性 35-44歳 II-I		女性一男性 45-54歳 II-I	
	DD	標準誤差	DD	標準誤差	DD	標準誤差	DD	標準誤差	DD	標準誤差	DD	標準誤差
新規採用率 (%)	-1.31	(1.43)	-0.73	(0.47)	-4.34	(3.62)	-0.79	(3.12)	-1.89	*** (0.51)	-0.58	** (0.24)
労働者数変化率 (%)	-1.80	(1.67)	-0.14	(2.07)	-6.36	*** (2.43)	-2.31	(2.06)	2.57	(5.01)	0.07	(2.30)
所定内賃金率	0.03	** (0.01)	0.03	*** (0.01)	0.02	** (0.01)	0.02	** (0.01)	0.01	(0.02)	0.01	(0.01)
「きま賃」賃金率	0.03	(0.02)	0.03	*** (0.01)	0.02	* (0.01)	0.02	(0.03)	0.00	(0.02)	0.01	(0.01)
総報酬	0.04	** (0.02)	0.05	*** (0.01)	0.04	** (0.02)	0.05	# (0.03)	0.03	* (0.02)	0.01	(0.01)
セル数	224		112		112		96		64		64	

(注) ***, **, *, # はそれぞれ1%, 5%, 10%, 15%水準で統計的に有意であることを示す。

労働者数をウエイトにした加重最小二乗法による推定。不均一分散修正済み。「きま賃」賃金率、総報酬は対数をとったもの。
コントロール・グループは1989~91年、男性。トリートメント・グループは1992~94年、女性。企業規模100人以上について推計。

表4 育児休業法施行の影響についてのDD推定(1989~91年, 1995~97年)

	女性一男性 全体 III-I		女性一男性 中・高卒 III-I		女性一男性 短大・大卒 III-I		女性一男性 20-34歳 III-I		女性一男性 35-44歳 III-I		女性一男性 10-99人 III-I		女性一男性 100-999人 III-I		女性一男性 1000人以上 III-I	
	DD	標準誤差	DD	標準誤差	DD	標準誤差	DD	標準誤差	DD	標準誤差	DD	標準誤差	DD	標準誤差	DD	標準誤差
新規採用率 (%)	-1.38	(1.10)	-1.00	* (0.54)	-4.70	# (2.99)	-1.64	(2.33)	-0.43	(0.65)	-0.04	(1.52)	0.26	(2.15)	-2.50	(3.10)
労働者数変化率 (%)	-3.80	** (1.60)	-2.90	# (1.84)	-7.35	** (3.66)	-5.85	*** (2.24)	-1.75	(4.73)	-2.73	(2.45)	-6.71	*** (2.40)	-5.75	# (3.52)
所定内賃金率	0.04	*** (0.01)	0.05	*** (0.01)	0.03	*** (0.01)	0.03	*** (0.01)	0.05	*** (0.02)	0.04	*** (0.01)	0.06	*** (0.02)	0.04	* (0.02)
「きま賃」賃金率	0.05	*** (0.01)	0.06	*** (0.01)	0.02	*** (0.01)	0.04	* (0.02)	0.04	** (0.02)	0.04	*** (0.01)	0.05	*** (0.02)	0.04	(0.04)
総報酬	0.05	*** (0.01)	0.07	*** (0.01)	0.04	*** (0.01)	0.05	** (0.02)	0.05	** (0.02)	0.06	*** (0.01)	0.06	*** (0.02)	0.05	(0.04)
セル数	336		168		168		144		96		112		112		112	

(注) ***, **, *, # はそれぞれ1%, 5%, 10%, 15%水準で統計的に有意であることを示す。

労働者数をウエイトにした加重最小二乗法による推定。不均一分散修正済み。「きま賃」賃金率、総報酬は対数をとったもの。
コントロール・グループは1989~91年、男性。トリートメント・グループは1995~97年、女性。

表5 育児休業法施行(1992年)の影響についてのDDD推定

企業規模	被説明変数	女性-男性 全体		女性-男性 中・高卒		女性-男性 短大・大卒		女性-男性 20-34歳		女性-男性 35-44歳		女性-男性 45-54歳	
		DDD	標準誤差	DDD	標準誤差	DDD	標準誤差	DDD	標準誤差	DDD	標準誤差	DDD	標準誤差
M-S	新規採用率(%)	-0.116	(2.284)	-0.117	(1.141)	-2.495	(5.647)	0.336	(4.715)	-0.701	(0.702)	-0.019	(0.399)
L-S	新規採用率(%)	-1.116	(2.987)	0.059	(1.154)	-4.868	(6.578)	0.630	(5.615)	-1.843 *	(0.964)	-1.087 *	(0.603)
M-S	労働者数変化率(%)	-0.544	(2.973)	0.353	(3.595)	-6.397 *	(3.630)	-1.386	(2.771)	3.569	(6.429)	-0.027	(2.494)
L-S	労働者数変化率(%)	-1.023	(3.495)	0.652	(4.261)	-8.062 *	(4.783)	1.489	(4.653)	-1.355	(6.435)	-7.534 **	(3.684)
M-S	所定内賃金率	0.013	(0.016)	0.016	(0.015)	-0.002	(0.018)	0.002	(0.014)	0.004	(0.018)	0.028 *	(0.015)
L-S	所定内賃金率	0.006	(0.023)	0.012	(0.014)	-0.017	(0.021)	-0.010	(0.019)	-0.019	(0.023)	0.000	(0.017)
M-S	「きま賃」賃金率	0.015	(0.017)	0.018	(0.015)	0.003	(0.018)	0.005	(0.014)	0.006	(0.019)	0.024 #	(0.015)
L-S	「きま賃」賃金率	0.001	(0.044)	0.009	(0.027)	-0.017	(0.020)	-0.022	(0.057)	-0.023	(0.023)	-0.001	(0.017)
M-S	総報酬	0.012	(0.020)	0.017	(0.017)	0.011	(0.025)	0.007	(0.025)	0.008	(0.022)	0.015	(0.016)
L-S	総報酬	0.000	(0.044)	0.008	(0.021)	-0.008	(0.032)	-0.009	(0.059)	-0.025	(0.027)	-0.021	(0.021)
セル数		224		112		112		96		64		64	

(注) ***, **, *, # はそれぞれ1%, 5%, 10%, 15%水準で統計的に有意であることを示す。企業規模のSは10~99人、Mは100~999人、Lは1000人以上を指す。

労働者数をウエイトにした加重最小二乗法による推定。不均一分散修正済み。所定内賃金率、「きま賃」賃金率、総報酬は対数をとったもの。

コントロール・グループは1989~91年、企業規模S、男性。トリートメント・グループは1992~94年、企業規模MもしくはL、女性。

表6 育児休業法改正(1995年)の影響についてのDDD推定(1992~94年、1995~97年)

企業規模	被説明変数	女性-男性 全体		女性-男性 中・高卒		女性-男性 短大・大卒		女性-男性 20-34歳		女性-男性 35-44歳		女性-男性 45-54歳	
		DDD	標準誤差	DDD	標準誤差	DDD	標準誤差	DDD	標準誤差	DDD	標準誤差	DDD	標準誤差
M-S	新規採用率(%)	-0.663	(2.570)	-0.945	(1.141)	-0.163	(6.136)	-0.467	(5.487)	-0.908	(0.742)	-0.299	(0.410)
L-S	新規採用率(%)	-0.627	(2.311)	-0.693	(0.966)	-2.871	(5.629)	-2.885	(4.859)	-0.400	(0.889)	-0.569	(0.490)
M-S	労働者数変化率(%)	1.510	(2.884)	1.678	(3.460)	1.370	(4.686)	-0.210	(3.049)	3.414	(2.856)	2.009	(3.002)
L-S	労働者数変化率(%)	0.166	(3.871)	-0.424	(4.492)	3.442	(6.968)	0.530	(5.120)	1.258	(3.872)	-8.326 *	(4.395)
セル数		224		112		112		96		64		64	

(注) ***, **, *, # はそれぞれ1%, 5%, 10%, 15%水準で統計的に有意であることを示す。企業規模のSは10~99人、Mは100~999人、Lは1000人以上を指す。

労働者数をウエイトにした加重最小二乗法による推定。不均一分散修正済み。所定内賃金率、「きま賃」賃金率、総報酬は対数をとったもの。

コントロール・グループは1992~94年、企業規模MまたはL、男性。トリートメント・グループは1995~97年、企業規模S、女性。

表7 森田(2005)の検証

	女性-男性 短大・大卒 全産業、II-1		女性-男性 35-44歳 全産業、III-II		女性-男性 45-54歳 全産業、III-II	
	DDD	標準誤差	DDD	標準誤差	DDD	標準誤差
労働者数変化率(%)	1.311	(3.486)	-1.187 *	(0.674)	-0.476	(0.523)
+ウエイトなし	3.957	(4.693)	-1.764 **	(0.685)	0.375	(0.754)
+学歴ダミーなし	4.047	(4.951)	-1.640 *	(0.924)	0.347	(0.824)
+勤続年数なし	3.909	(4.946)	-1.928 *	(0.970)	0.188	(0.921)
セル数	112		64		64	

(注) **, * はそれぞれ5%、10%水準で統計的に有意であることを示す。

コントロール・グループは1989~91年、企業規模S、男性。トリートメント・グループは1992~94年、企業規模M、女性。

表 8 育児休業制度が女性の継続就業に及ぼす影響についての先行研究

論文名	分析方法	サンプル	評価軸	効果
Klerman and Leibowitz (1997)	DDD推定 (差の差の差分)	Public Use Microdata Sample (PAMS) 1980年、1990年	乳幼児の母親の就業率	乳幼児の母親の就業率に対する影響は有意には観察されず
Waldfoege(1999)		Current Population Survey (CPS)	継続就業率	継続就業率は上昇するが雇用量全体への影響は見られず
Klerman and Leibowitz (1999)		National Longitudinal Survey of Youth (NLSY)	賃金 継続就業率	有意な影響はみられず
Baum(2003)	DDD推定 (差の差の差分)	National Longitudinal Survey of Youth (NLSY) 1986~94年 1986年において21~28歳が対象者	継続就業率	出産前に就業していた女性の60%が出産後も同じ仕事に復職している 産休の法制化は新生児の母の継続就業率を1.4~4.2%引き上げる
Baker and Milligan (2008)	OLS	Labor Force Survey (LFS) 1976-90年	雇用 継続就業率	産休法制化の影響は非有意 18週間の産休は女性の継続就業率を6%ポイント引き上げる 18週間の産休は女性の就業率を5%ポイント引き上げる
滋野・大日(1998)	Probit	(財)家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」2年分(1993年,1994年)の個票	第1年度に就業しかつ無配偶だった女性が翌年にも同一企業に就業しているかどうか	勤務先に育児休業制度があることは継続就業確率を8%ポイント高める
樋口・阿部・Waldfoege(1998)	Probit	(財)家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」2年分(1993年,1994年)の個票	同一企業への就業継続率 出産後の時間あたり賃金率	育児休業制度が利用可能な場合、アメリカで23%、イギリスで16%、日本で35%それぞれ継続就業確率が高まる 育児休業制度が利用可能な女性の賃金率はそうでない女性よりも26%高い
駿河・張(2003)	Bivariate probit	(財)家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」1993-98年の個票 有配偶者のみ		勤務先に育児休業制度があることは継続就業確率を高める

表 9 婚前妊娠結婚の定義

	データ	定義
Akerlof et al. (1996)	Current Population and Vital Statistics of the U.S.	出生前7ヵ月以内の結婚
Ginther and Zavodny (1997)	NLSY(National Longitudinal Survey of the Youth), Census data	出生前7ヵ月以内の結婚 (NLSY)、出産前2四半期以内の結婚 (Census data)
鎌田 (2005)	「家族についての全国調査」 (1998年)	出生前7ヵ月以内の結婚
Raymo and Iwasawa (2007)	「出生動向基本調査」	出生前7ヵ月以内の結婚
Kureishi and Wakabayashi (2008)	「家族についての全国調査」 (1998年、2003年)	結婚後6ヵ月以内で出産
岩澤・三田 (2008)	「21世紀出生児縦断調査」	出生前7ヵ月以内の結婚

表 10 育児休業法施行（1992年）・改正（1995年）の影響

Multinomial probit 推定

	産休+継続(基準:退職)		育休+継続(基準:退職)	
	限界効果	標準誤差	限界効果	標準誤差
非婚前妊娠出産	0.0319 **	(0.0154)	0.0270 *	(0.0156)
第1子出生時妻年齢	0.0053 *	(0.0029)	0.0083 ***	(0.0026)
高卒	0.0628	(0.0566)	0.0213	(0.0686)
専修学校卒	0.0860	(0.0763)	0.1581	(0.1001)
短大・高専卒	0.0424	(0.0653)	0.1759 *	(0.0939)
大卒以上	-0.0028	(0.0652)	0.3282 ***	(0.1166)
復職時賃金(推計)	-0.0001	(0.0002)	-0.0002	(0.0002)
30~299人	0.0482	(0.0333)	-0.0072	(0.0389)
300~999人	0.0661 *	(0.0382)	0.1568 ***	(0.0499)
1000人以上	0.0596	(0.0462)	-0.0035	(0.0483)
官公庁	0.0859	(0.0624)	0.3228 ***	(0.0824)
1992~94年出産	-0.0337	(0.0444)	-0.0010	(0.0574)
1992~94年出産×30~299人	-0.0301	(0.0479)	0.0566	(0.0765)
1992~94年出産×300~999人	-0.0353	(0.0472)	0.0584	(0.0761)
1992~94年出産×1000人以上	-0.0905 ***	(0.0343)	0.1897 *	(0.1072)
1992~94年出産×官公庁	-0.0638	(0.0596)	0.1191	(0.1162)
1995年以降出産	-0.0902 **	(0.0394)	0.0464	(0.0497)
1995年以降出産×30~299人	-0.0292	(0.0439)	0.0659	(0.0631)
1995年以降出産×300~999人	-0.0728 **	(0.0360)	0.0650	(0.0625)
1995年以降出産×1000人以上	-0.1045 ***	(0.0291)	0.2171 **	(0.0902)
1995年以降出産×官公庁	-0.0241	(0.0763)	0.1906 *	(0.1156)
標本数	3670			
Wald chi ²	659.9			
対数尤度	-2794.1696			

(注) ***, **, * はそれぞれ1%、5%、10%水準で統計的に有意であることを示す。

学歴の基準カテゴリーは中卒、企業規模の基準カテゴリーは30人未満。

第1子妊娠判明時に正社員であって、1980~2000年に第1子を出生した妻について。

表 11 使用変数の要約統計

	第1子1995-2005年生まれ			第1子1998-1999年 & 2001-2002年生まれ		
	総数	非婚前妊娠出生	婚前妊娠出生	総数	非婚前妊娠出生	婚前妊娠出生
継続就業率	0.304	0.331	0.199	0.284	0.314	0.165
育児休業取得+継続就業	0.317	0.348	0.200	0.321	0.352	0.204
第1子2001年以降生まれ	0.316	0.316	0.318	0.449	0.449	0.447
非婚前妊娠出生	0.794	1.000	0.000	0.798	1.000	0.000
育児休業給付金(万円)	66.592 (22.448)	67.972 (22.890)	61.262 (19.795)	70.933 (21.991)	72.149 (22.424)	66.126 (19.519)
妻の復職時年収(万円)	332.484 (68.009)	340.867 (68.412)	300.113 (55.687)	332.408 (69.585)	339.444 (69.698)	304.597 (61.912)
妻年齢	27.256 (3.992)	27.797 (3.798)	25.169 (4.040)	27.323 (3.988)	27.835 (3.823)	25.300 (3.995)
夫の年収(万円)	372.406 (128.774)	382.627 (128.733)	332.940 (121.242)	371.626 (127.699)	382.812 (125.427)	327.408 (127.369)
妻・官公庁勤務	0.079	0.095	0.017	0.084	0.101	0.018
有効求人倍率(県別、1期ラグ)	0.657 (0.223)	0.656 (0.225)	0.658 (0.216)	0.658 (0.220)	0.655 (0.220)	0.669 (0.220)
第1子出生年	1999.060 (2.704)	1999.062 (2.693)	1999.050 (2.749)	1999.792 (1.520)	1999.786 (1.524)	1999.818 (1.506)
妻出生年	1970.639 (4.496)	1970.095 (4.298)	1972.739 (4.628)	1971.292 (4.183)	1970.772 (4.012)	1973.347 (4.221)
<i>妻の学歴</i>						
高卒	0.408	0.382	0.511	0.375	0.356	0.453
専修学校卒	0.162	0.170	0.134	0.181	0.183	0.171
短大・高専卒	0.246	0.249	0.236	0.266	0.272	0.241
四大卒	0.172	0.193	0.092	0.167	0.180	0.118
<i>夫の学歴</i>						
高卒	0.443	0.419	0.533	0.458	0.440	0.529
専修学校卒	0.103	0.098	0.124	0.110	0.103	0.141
短大・高専卒	0.046	0.048	0.042	0.057	0.055	0.065
四大卒	0.343	0.384	0.186	0.317	0.353	0.176
標本数	1959	1556	403	842	672	170

(資料) NFS12C および NFS13C.

(注) 別記ない限り、数値は第1子妊娠判明時のもの。()内は標準偏差。

表 12 単純 DD の結果

	非婚前妊娠出生				婚前妊娠出生			
	N	%	標準誤差	t値	N	%	標準誤差	t値
継続就業率 (N=842)								
1998-1999年	370	0.319	0.024		94	0.223	0.043	
2001-2002年	302	0.308	0.027		76	0.092	0.033	
Difference		-0.011	0.036	-0.305		-0.131 **	0.055	-2.405
DD		0.120						
育休+継続 (N=803)								
1998-1999年	346	0.295	0.025		91	0.209	0.043	
2001-2002年	290	0.421	0.029		76	0.197	0.046	
Difference		0.126 ***	0.038	3.311		-0.011	0.063	-0.182
DD		0.137						

(注) ***, ** はそれぞれ1%、5%水準で統計的に有意。

表 13 DD 推定の結果

被説明変数: 継続就業	DD model 1a 1995-2005年 総数	DD model 2a 1995-2005年 総数	DD model 3a 1998-99年 vs 2001-02年	DD model 4a 1998-99年 vs 2001-02年 妻・1971年以降生まれ	DD model 5a 1998-99年 vs 2001-02年 妻・1971年以降生まれ 妻・公務員を除く
第1子2001年以降生まれ	-0.1922 *** (0.0550)	-0.0861 (0.0689)	0.0546 (0.1756)	-0.1340 (0.2632)	-0.3041 (0.2618)
非婚前妊娠出生	0.0612 * (0.0310)	0.0540 (0.0313)	0.0270 (0.0533)	0.0288 (0.0587)	0.0283 (0.0568)
2001年以降生まれ×非婚前妊娠出生	0.0654 *** (0.0650)	0.0758 (0.0653)	0.2043 ** (0.0958)	0.2293 ** (0.1004)	0.2576 ** (0.1039)
育児休業給付	0.0025 *** (0.0009)	-0.0011 *** (0.0014)	-0.0072 *** (0.0048)	-0.0017 (0.0076)	0.0030 (0.0075)
妻の復職時賃金(年収)	0.0062 * (0.0032)	0.0010 (0.0003)	0.0023 *** (0.0009)	0.0019 (0.0015)	0.0013 (0.0014)
妻の年齢	-0.0001 (0.0001)	0.0025 (0.0035)	0.0040 (0.0051)	-0.0056 (0.0105)	-0.0059 (0.0102)
夫の年収	0.4463 *** (0.0396)	-0.0001 *** (0.0001)	-0.0001 *** (0.0001)	-0.0002 *** (0.0002)	-0.0002 (0.0002)
妻・公務員	0.0116 (0.0487)	0.4404 (0.0402)	0.3275 *** (0.0656)	0.2388 *** (0.0979)	
有効求人倍率(前年)		0.0067 (0.0490)	0.0430 (0.0770)	0.0328 (0.0923)	0.0521 (0.0927)
No. of observations	1959	1959	842	500	467
Wald chi ²	168.19	177.3	84.4	40.35	34.17
Pseudo R-square	0.0755	0.0798	0.0896	0.0803	0.0751
Log-likelihood	-1111.937	-1106.787	-457.2898	-243.4444	-216.9019
被説明変数: 育休+継続就業					
第1子出生年	DD model 1a 1995-2005年 総数	DD model 2a 1995-2005年 総数	DD model 3a 1998-99年 vs 2001-02年	DD model 4a 1998-99年 vs 2001-02年 妻・1971年以降生まれ	DD model 5a 1998-99年 vs 2001-02年 妻・1971年以降生まれ 妻・公務員を除く
第1子2001年以降生まれ	-0.1190 * (0.0604)	0.0589 (0.0767)	0.1763 (0.1863)	0.1271 (0.2703)	-0.0551 (0.2793)
非婚前妊娠出生	0.0611 * (0.0340)	0.0499 (0.0345)	0.0177 (0.0604)	0.0108 (0.0718)	0.0165 (0.0689)
2001年以降生まれ×非婚前妊娠出生	0.0557 *** (0.0632)	0.0711 (0.0636)	0.1520 * (0.0914)	0.1908 * (0.1008)	0.1999 ** (0.1014)
育児休業給付	0.0039 *** (0.0010)	-0.0014 (0.0015)	-0.0055 (0.0052)	-0.0051 (0.0085)	-0.0003 (0.0082)
妻の復職時賃金(年収)	0.0064 * (0.0035)	0.0015 *** (0.0003)	0.0025 *** (0.0009)	0.0030 * (0.0016)	0.0023 (0.0016)
妻の年齢	0.0000 (0.0001)	0.0014 (0.0037)	0.0012 (0.0057)	-0.0075 (0.0117)	-0.0054 (0.0114)
夫の年収	0.5123 *** (0.0385)	-0.0001 (0.0001)	-0.0002 (0.0002)	-0.0001 (0.0002)	-0.0002 (0.0002)
妻・公務員	0.0012 (0.0524)	0.5066 (0.0394)	0.4166 *** (0.0656)	0.3904 *** (0.1032)	
有効求人倍率(前年)		-0.0053 (0.0527)	0.0500 (0.0848)	0.0171 (0.1064)	-0.0132 (0.1062)
No. of observations	1837	1837	803	479	448
Wald chi ²	201.83	215.47	98.5	56.77	45.29
Pseudo R-square	0.1033	0.1114	0.1140	0.1176	0.0889
Log-likelihood	-1028.602	-1019.348	-446.7079	-246.2471	-224.3933

(注) 数値は限界効果、()内は標準誤差。***, **, *はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で統計的に有意であることを示す。

厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「子育て世帯のセーフティネットに関する総合的研究」
平成 22 年度分担研究報告書
「子どもの社会生活と社会経済階層 (SES) の分析：貧困と社会的排除の観点から」
研究分担者 阿部 彩 (国立社会保障・人口問題研究所)

研究要旨

欧米においては、子どもの貧困や社会的除を、子どもの視点から捉える動きが活発化している。そして、子どもにとっての貧困や社会的排除の経験は、ただ単に、「社会的排除されている世帯に属している」「貧困状態にある世帯に属している」子ども、というだけではなく、子ども独自の影響を子どもに及ぼしていることがわかっている。特に、子どもは独自の社会生活を営んでおり、その構成員（同級生や友だち、など）やルールは、大人の社会生活のそれと同等ではない。そのため、子どもにとって何が重要であり、物質的・金銭的資源の欠如がどのような意味を持つのかも子どもの口によって語られなければならない。例えば、リッジ (2002) は、イギリスの貧困層の子どもの詳細なインタビューから、子どもの世界から子どもが自らを排除してしまう様子を描写しており、子どもにおける社会的排除の理解を飛躍的に進歩させた。

本稿では、厚生労働省「21 世紀出生児縦断調査」を用いて、子どもの社会生活に着眼点をおいた分析を行った。本分析は、量的調査であるが、子どもの社会生活における格差が 7 歳（小学 1 年生）の早い段階で既に発生しており、友人関係、親を含む大人との関係、学校生活などの側面において、貧困層の子どもとそうでない子どもに質的な差異が認められることを発見した。

本稿の分析から、近年の貧困や格差の増大は、子どもの健康、学力など、大人の観点からみたウェル・ビーイングの指標のみならず、子どもの社会生活や人間関係といった側面においても多大な影響を及ぼしていることがわかった。

A. 研究目的

本稿は、子どもの社会生活を、大人の社会生活とは別に、子どもの視点から捉え、子どもの属する社会経済階層 (SES) が子どもの社会生活にどのような影響を与えているのかを分析する。具体的には、子どもと他者との関係性、子どもが時間を過ごす物理的スペースや時間の過ごし方、子どもが一日の大部分を過ごす学校生活に対する意識など、子ども自身のアセスメントも加えて、子どもの社会生活を精査し、社会経済階層の底辺におかれ

た子どもとそれ以外の子どもの差異を検討する。特に着目するのは、社会生活において「社会的排除」の状況にあると考えられる子どもの状況である。極端に親と過ごす時間が少ない子ども、友だちが 1 人もいない子どもなど、いつも食事をひとりで食べる子どもなど、データから得られる情報を駆使して、子どもの社会的排除の実態に迫る。

B. 研究方法

厚生労働省『21 世紀出生児縦断調査』

(第7回)のデータを用いて、7歳児の社会生活に関する諸指標と、社会経済階層(貧困ステータスおよび所得五分位)の関係を観察する。

C. 研究結果及び考察

子どもの社会生活を語る多くの指標において、社会経済階層(SES)は決定的な差を生じさせているわけではない。多かれ、少なかれ、日本の7歳の子どもは、同じような社会経験をしている。しかしながら、その度合いは、SESによって、時には大きく、時にはわずかながら、異なり、結果として7歳の時点において子どもの社会生活には格差が生じていると結論づけることができる。懸念されるのは、その格差の中でも特に「子どもの社会生活」、「子どもの世界」から、子どもが排除されるという、「子どもの社会的排除」の状況が示唆される点である。貧困層の子どもは、そうでない子どもに比べて、父親、母親と過ごす時間が極端に短い子どもの割合が高く、ひとりで過ごす時間が極端に長い子どもの割合も高い。また、塾・習い事・スポーツクラブなど、費用を要する活動については、目立って大きな格差があり、その理由もあって、放課後を過ごす場所や一緒に過ごす相手、遊ぶ時の相手のバラエティーが少ない。友だちと遊ぶ時の友だちの人数も、所得が高い層ほど多く、一方で、休日には、所得が高い層は、友だちではなく親と過ごす子どもが多いと示唆するデータがある。食事を1人で食べたり、抜いたりする率も、貧困層の子どもはそうでない子どもに比べて有意に高い。

さらに、多くの7歳児が学校生活を「楽

しんで」いるものの、その度合いについても、SESによる違いが見られた。特に、勉強と先生に関しては、格差が大きく、小学校1年生の時点でその格差が既に観察されることは、その後の学校生活の格差の大きさと深さを示す憂いある結果である。

D. 結論

本稿では、厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」を用いて、子どもの社会生活に着眼点をおいた分析を行った。本分析は、量的調査であるが、子どもの社会生活における格差が7歳(小学1年生)の早い段階で既に発生しており、友人関係、親を含む大人との関係、学校生活などの側面において、貧困層の子どもとそうでない子どもに質的な差異が認められることを発見した。

本稿の分析から、近年の貧困や格差の増大は、子どもの健康、学力など、大人の観点からみたウェル・ビーイングの指標のみならず、子どもの社会生活や人間関係といった側面においても多大な影響を及ぼしていることがわかった。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表・学会発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

子どもの社会生活と社会経済階層 (SES) の分析：
貧困と社会的排除の観点から
An analysis of social relationships and SES of children:
From the perspective of poverty and Social Exclusion

阿部 彩
(国立社会保障・人口問題研究所)

2011年3月

はじめに

近年になって、子どもの貧困が政策課題としてにわかに注目されるようになってきた。2009年には、厚生労働省が18歳未満の子どもの相対的貧困率(14.7%、2007年値)や、ひとり親世帯の相対的貧困率(56%、2007年値)を公表し(厚生労働省2009)、その高さは多くの一般市民にも知られるところとなった。しかしながら、子どもの貧困に対する学術的理解は限定的なものに留まっている。子どもの育つ家庭の経済状況が、子どものさまざまな指標、例えば、学力・学歴、健康、成人後の収入や職業などと、深い関係にあることは、多くの研究が示唆している(阿部2008a、子どもの貧困白書編集委員会2009、山野2008など)。しかし、これまでの子どもの貧困研究は、以下の二つの点で、子どものウェル・ビーイング(幸福度)を主眼においてはしていない。まず、第一に、これまでの研究の多くは、学力・学歴や成人後の収入、職業など、子どもを将来の労働力として捉え、子どもの将来の労働者としての潜在能力(ポテンシャル、例えば学力)を研究材料としてきたことがある。これは、労働経済学において、子どもの貧困の影響や教育の効果の研究が、いち早く着目されてきたことにも起因しているであろう。しかし、労働市場における労働者としての価値、例えば、得ることのできる収入や職業などが、成人の幸福度や健康と密接に関係があると仮定したとしても、「労働者としての価値の上昇=子どもの幸福(ウェル・ビーイング)」とすることには、多くの人々が違和感を持つであろう。第二に、これまでの子どもの貧困研究では、子ども自身の生活や、社会とのつながりといった社会的排除・包摂の観点が薄い。子どもも、大人と同様に個人であると共に、社会的な存在である。子どもの社会生活、例えば、親や他の大人との関係、子ども同士の関係、学校生活、遊びなど、子どもの社会生活そのものを分析対象とした研究は少ない。そして、学校生活、学校外活動など、子どもの生活の主な部分を占める場において、親の経済的な判断や制約が大きな影響を及ぼしていると考えられる現在、子どもの社会生活においても社会経済階層(Socio-economic status: SES)による質的差異が生じている可能性は高い。第三に、これまで、海外、そしていくつかの国内の研究においては子どもの社会的排除を題材とする研究が散見されるものの、それらの多くが「社会的排除の状況にある世帯に属する子ども」としての分析に留まっている。そして、社会的排除の指標として用いられているのは、成人(特に勤労世代)を主眼においた指標が多いことも事実である。しかしながら、リッジ(2002)も指摘するように、子どもの社会生活と大人の社会生活は異なり、世帯の社会的排除と、その世帯に属する子どもの社

会的排除では、測定する指標や分析視点も異なるであろう。

そこで、本稿では、子どもの生活スペース、具体的には、子どもと他者との関係性、子どもが時間を過ごす物理的スペースや時間の過ごし方、子どもが一日の大部分を過ごす学校生活に対する意識など、子ども自身のアセスメントも加えて、子どもの社会生活を精査し、社会経済階層の底辺におかれた子どもとそれ以外の子どもの差異を検討する。特に着目するのは、社会生活において「社会的排除」の状況にあると考えられる子どもの状況である。極端に親と過ごす時間が少ない子ども、友だちが1人もいない子どもなど、いつも食事をひとりで食べる子どもなど、データから得られる情報を駆使して、子どもの社会的排除の実態に迫る。

本稿で用いるデータは、厚生労働省が2001年から行っている『21世紀出生児縦断調査』(第7回)である¹。第6回までの調査は、対象児童が乳幼児であったこともあり、育児環境や育児の悩みなどの項目が多かったが、第7回では、対象児童が小学校に入学してから初めての調査であり、学校生活や放課後の過ごし方、友だちと遊び頻度と場所、親と過ごす時間など、子どもの社会生活に関する項目が調査票に含まれている。

本稿の構成は、以下の通りである。1節においては、子どもの家庭内の生活や親との関係が社会経済階層によるパターンがあることを、アメリカの家族の詳細な参与観察によって指摘したアネット・ラリー(2003)、そして、イギリスの貧困層の子どもを対象とした丁寧な聞き取りによって子どもの視点から見た貧困の影響をリアルに暴きだしたテス・リッジ(2002)の研究を主に紹介する。2節では、データを説明する。3節から6節は、分析結果、7節では、まとめと今後の研究の方向性を論じる。

1. 子どもの社会生活に関する先行研究

1) ラリー(2003)の「concerted cultivation vs. natural growth」

ラリー(2003)は、その著書『不平等な子ども期：階層、人種、家庭生活』(2003)において、9歳から10歳の子どもがあるアメリカの12の家族を数カ月かけて参与観察した結果、親の子どもへの接し方や教育方針、子どもの一日の過ごし方、助長される性格など、親と子の関わり方、親の教育方針などの家庭内の育児環境が社会経済階層によって異なることを示した。本書でラリーが描写するミドルクラス(中上流)世帯の子どもは、親がアレンジするいくつものお稽古ごとやスポーツ教室に駆け回る日々であり、親は常に子どもに最適な教育環境を与えようと努力しており、子どもの教育を生活の中心に置く。親は子どもの興味やニーズに敏感であり、小さな欲求にも耳を傾ける。子どもが何かに興味を示せば、それを助長しようとし、子どもの興味を持つおもちゃや活動を用意する。親はこどもの遊びにも興味を持ち、積極的に参加する。このような育児を、ラリーは *concerted cultivation* と名付けている。結果として、自分は価値のある存在であるという自己肯定感を育む。子どもは大人や権威に対しても臆さず、むしろ大人の関心やケアを受けることを自分の *entitlement* (権利) として理解するようになる。

¹ 本データの分析は、厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)) 貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究(研究代表者：阿部彩)の一環として行われた。本稿の表2～表12のデータは、上記プロジェクトの平成22年度報告書から引用したものである。

対して、ワーキングクラス（労働者階級）やプア（貧困層）の家庭においては、親は子どもの自然な成長を促し、あえて自分の考える教育や理念をこどもの成長の場に持ち込もうとしない（これを、ラリーは、*accomplishment of natural growth*と呼んでいる）。子どもの様々な興味や欲求も無視されがちであり、ミドルクラスの親に見られるようなそれを助長しようという強い義務感は見られない。特に、経済的困難を抱える世帯においては、親の第一のプライオリティは、子どもの衣食住などの基礎的生活を維持することであり、そのために親の労力や時間のすべてが費やされてしまう。ミドルクラスの親もちろん生活のために就労などしているが、生活を維持することがいかに困難で時間を必要とするかについては貧困層に比ではない。子どもは、子ども同士で遊ぶ時間が長くなり、親はそれにあまり参加しない。しかし、遊びの中には独創性や応用能力などが見られ、子どもは真に楽しんでいるようである。一方で、子どもの世界と大人の世界は分断されており、子どもは大人と「付き合う」方法を学ばない。むしろ、教師などの大人は「権力」として理解され、大人と目を合わせて話し合うようなことはしない。ラリーは、このような、育児環境の違いが、階層が、親から子へと連鎖する要因の一つであると主張するのである。

ラリーの洞察は、家庭内で育まれる「文化」が再生産されることにより、親から子への階層の連鎖が引き起こされるという「文化的再生産論」を強化するものであり、興味深い。しかし、一方で、「文化的再生産論」は、家庭内での教育方針や親の態度などに着目するため、階層の再生産（連鎖）がその家庭（親）の性格や価値観、教育理念に基づくものであり、そこに社会構造的な要素があることには、あまり重きをおいていない。ラリー自身は、ミドルクラスの家庭環境も、労働者階級、貧困層の家庭環境についても、決して、どちらかが劣っているというような価値判断を下しているわけではないが、ラリーの観察は、やもすれば、「貧困層の子どもは、家庭内においても放任主義で育てられ、親も子の積極的な教育に熱心でないため、教育達成がなされず、結果として成人となった時に貧困に陥る」といったような理由付けで、階層の連鎖が *justify* される根拠として使われる恐れもあるのである。

しかしながら、ラリーの描写する12の家庭を詳しく見ると、そこには親、そして、子どもが置かれている経済状況による制約が、子どもの発育にさまざまな影響を及ぼしていることを垣間見ることができるのである。例えば、ラリーはある貧困層の母子家庭において、いかに日常の衣食住を維持することが大変かを描写している。洗濯機が家にないために、コインランドリーを使わなければならない、車がないために食料品などの調達のために公共バスを使わなければならない、など、すべての家事に多大な時間と労力が必要となる。住宅は劣悪であり、家にはゴキブリが走り回り、屋根からは雨漏りが絶えない。それらの修理や対策などの一つ一つに、大家との交渉が必要であったり、修理費などの経費がかかる。このような中で、親が子どもの教育に時間や労力を割くことが非常に困難なことは、容易に想像がつく。

さらに、重要なのは、ラリーは、子どもの遊びや親子の時間、親以外の大人との交流など、子どもの社会生活においても、ミドルクラスと労働者階級・貧困層の間で質的な違いがあることを指摘したことである。ラリーが観察したミドルクラスの子どもたちは、お稽古ごとやスポーツクラブなど、大人によって組織された活動に費やす時間が

長く、「遊び」や「友だち」もその枠組みの中で育まれることが多い。一方で、親も含めた大人との接触の機会も多く、過ごす時間も長い。対して、労働者階級、貧困層の子どもは、きょうだいや親せきなど子ども同士で遊ぶ時間が長くなり、子どもと大人の世界は分断されている。

2) リッジ(2002)による子どもの社会的排除の描写

ラリーュー (2003) や本田 (2008) は、社会階層による子どもの生活の違いを、主に、親の教育方針や子育てに対する態度や意識からアプローチしようとしているが、子ども自身が自分の生活をどのように感じているのか、考えているのか、といった視点は薄い。また、上述したように、貧困やそれから派生する社会的排除がどのように子どもの生活に影響しているかについては明示的ではない。その二つを行っているのが、イギリスの社会学者のテス・リッジである。リッジは、『子どもの貧困と社会的排除』(原書2002年、和訳、中村好孝・松田洋介、桜井書店、2010年)にて、子どもたち自身に自分たちの生活について語らせるという先駆的な手法を用いて、子どもの生活において貧困と社会的排除がどのように表層し、影響しているかを分析した(Ridge 2002)。特に、リッジ(2002)は、子どもの世界における社会的排除を描写した初めての試みといってもよいであろう。リッジ(2002)によると、子どもの社会的排除は、子どもの属する世帯の社会的排除と異なる。子どもの社会的排除を表す際に、しばしば用いられる子どもの属する世帯の(大人の)就労状況や、社会保険のカバレッジ、無就学率などは、子どもが「大人の世界」に包摂されているか否かの指標である。子どもが「大人の世界」の一部であり、「大人の世界」への包摂の度合いが、子どものウェル・ビーイング(例えば、医療サービスを受けられるか否かなど)に大きく影響することは自明であるが、それとは別に、子どもには「子どもの世界」が存在する。

「子ども期は、それ独自の規範や慣習が存在するひとつの社会経験であり、そこでは、排除されることによってもたらされるコストと同様に、包摂されるために必要なコストも大きいであろう。仲間と友情を育んだり、社会的な交流を重ねたりすることは、子どもたちが社会的アイデンティティを発達させ、自分たちの社会関係資本を高めるうえできわめて重要な役割を果たす」(p.119, リッジ(2010)中村・松田訳)

リッジ (2002)は、10歳から17歳までの40人の貧困世帯(イギリスの所得補助の受給世帯)に育つ子どもを対象としたインタビューからなる質的調査と、大規模パネル調査(イギリス世帯パネル若者調査)の量的分析を行っている。質的調査では、子どもたちの語りの中で繰り返し強調されるのが「いじめ」の対象と「仲間はずれ」にされることに対する恐怖であることが報告されている。友だちは、いじめや仲間はずれ(排除)に対抗する「防御力」であるとされる。リッジがインタビューした子どもの一部は明らかに孤立しており、それを自覚している。子どもたちの子ども社会への参加を阻止するものとしては、ユース・クラブ、放課後クラブ、スポーツクラブといった組織的活動に参加するための金銭的な問題、交通費や交通の手段(特に地方においては)、自分が自由に

使えるお金（お小遣い）の欠如が挙げられ、彼ら自身が「参加の機会がない」と感じている。結果として、貧困層の子どもの覆うは、「自分たちの身近な世界に閉じ込められており」（p.178）、その近隣生活は必ずしも安全ではない。

金銭的な制約は、子どもが「子どもの社会」から排除されてしまう要因となる。子どもの世界において、例えば、「正しい」服を着ることは、自分たちが望む社会集団に溶け込むのに非常に重要である（p.145）。そのため、「こぎれいな制服」を持つことは不可欠であり、その上で、さらにイギリスにおいては「私服の日」（制服を着なくてもよい日）があるため、この日は多くの貧困層の子どもにとって困難である。「子どもたちは着ていくのにふさわしい服を見つけれないことがわかると、当日までの日々を悶々と過ごし、そして当日も不安に苛まれる」（p.146）。

また、金銭的な制約が大きく影響するのが、遠足や修学旅行などの学校行事である。これらは費用を伴うが、貧困層の子どもの多くは、おもちゃや洋服などのほかのものと同じく、最初から親にそれをねだることをしない。無駄であるとわかっているからである。リッジ（2002）は、こうした子どもたちは、「自らを排除している」（p.154）と述べている。

イギリス世帯パネル若者調査（BHPYS）を用いた量的調査では、リッジ（2002）は、子どもの学校生活についての体験と認識を、分析している。BHPYS は、大規模なアンケート調査であるが、対象は 11 歳から 15 歳の子ども自身であり、その点、子どもの視点からの分析という点は上記の質的調査から一貫している。この分析の主な結果を表 1 に示す。これによると、貧困層と非貧困層の子どもの学校生活の差異は明らかである。それは、例えば、退学（停学と除籍）といった客観的に観察可能な指標についても明瞭であり（13~15 歳では、貧困層が 14%なのに対し非貧困層は 4%）、「先生が自分のことをどう考えているのか気にしない」などの意識面での指標でも明らかである（貧困層 48%に対し、非貧困層 28%）。貧困層の子どもはそうでない子どもに比べて、停学・退学の経験が多く、無断欠席が多く、いじめを恐れており、教師との関係も良好ではない。また、彼らは、学校における勉強が将来の自分に大きな意味があるとは思っておらず、早い段階から 16 歳後の学業継続を想定していない。

<表 1 リッジ（2002）による子どもの学校についての体験と認識>

リッジ(2002)は、貧困層の子どもとそうでない子どもは質的に異なる学校経験をしているとして、「学校における子どもたちの間の生活体験は平等であるという前提に対して、重大な疑問を投げかけている」（p.250）。学校は子どもにとって、ただ単に将来の労働能力としての学力を身につける場であるだけでなく、社会的スキルを身につける場であり、同時に社交の場としての中心的な存在である。そして、それまで教育政策・社会政策の中で問題として扱われてきた学校からの排除（Exclusion from school）、それは例えば中退など学校制度自体から脱落することを表す、のみではなく、貧困層の子どもの多くが経験する「学校内の排除（Exclusion within school）」は「学校からの排除」と同等に問題視しなければならないと論ず。リッジ(2002)が描写する子どもたちの声は、

「子どもたちを同年代の仲間から排除するように仕向ける学校環境、そして学校内部の制度的プロセス」(p.272)が存在することを示しているのである。

3) 日本における先行研究

ラリーが12の家族の参与観察から得た洞察は、その後、日本の家庭において本田(2008)においても確認されている。本田(2008)は、小学校高学年の子どもをもつ39世帯の母親を対象に構造的インタビューを行っており、母親の学歴・階層によって、塾や習い事の密度が高く、習い事などについてなく公立小学校在学の子どもは、放課後子どもたちだけで自由に近隣で遊んでいることが多いことや、高学歴・階層の母親たちは、習い事や家庭内教育、しつけなどの教育方針を意識的に選択しているが、そうでない母親たちは子どもの自主性や偶然に任せる傾向があることを指摘している。しかしながら、本田(2008)は、ラリーが見出したような中流階級/労働者階級といった明確な断絶は日本では見られず、むしろ「連続的なグラデーションのような相違が観察される」としている(本田2008, p.54)。しかし、本田(2008)も、日本の子どもの放課後の過ごし方や、大人との接触などに表彰される子どもの社会生活が、母親の学歴・階層によって違いがあることを示唆している。

一方で、リッジ(2002)が行ったような、子どもの貧困を子どもの視点から分析した研究は日本においては少ない。しかし、いくつかの事例研究によると、経済的制約が子どもの世界から子どもを排除する要因となっており、また、そのことによる疎外感が子どもにとって特につらい経験となっているさまが見て取れる。例えば、児童養護施設に育った(元)子どもたちの過去の経験を語ってもらった西田編著(2011)の分析においては、施設に育つ子どもたちが家庭課や授業参観など親の(不)存在を意識せざるを得ない場において疎外感を味わい、また、学校から「親がいない」「福祉に依存した」存在として、「一括り」にされ「問題児扱い」された経験(p.92)がある子どもは少なくないことを指摘している。そして、「排除する側としての学校もある」という深刻な告発も行っている。いみじくも、これはリッジ(2002)の「学校内の排除(Exclusion within school)」という指摘と同じである。

2. データ

これらの先行研究を基に、本稿では日本の子どもの社会生活が経済階層によって異なるか否かを検証する。用いるデータは、厚生労働省が実施している『21世紀出生児縦断調査』²である。本調査は、2001年の1月と7月のそれぞれ1週間に生まれた子ども全数調査を対象としており、初回の標本数は4.7万人と非常に規模の大きい調査である。本稿が用いるのは、第1回から第7回(2007年、7歳時点)の7年間のデータである。パネル調査の常としてサンプルの脱落(attrition)は多く、第1回の標本数47,015から第7回は36,785まで減っている。本調査の脱落サンプルの分析によると、脱落は低所得層に偏っていることが指摘されている(福田2006、西野2006、西野2007)。

² 本調査は、厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」(研究代表者:阿部彰)の一環として統計法第32条に基づき二次利用申請をして許可を得たものである。

本調査の第7回は、調査対象の児童が7歳の誕生月に調査されており、小学1年生の1月と7月の時点となる。本稿が被説明変数として用いるのは、第7回で調査された子どもの社会生活に関する以下の項目である：遊び相手、放課後を過ごす相手、親と過ごす時間、学校生活（学校で友達と会うのを楽しみにしているか、学校の勉強（体育・音楽含む）を楽しんでいるか、学校の給食を楽しみにしているか、学校の先生に会うのを楽しんでいるか、学校の行事（遠足、運動会など）を楽しみにしているか）、友だちと遊ぶ時の人数。これらの項目から、子どもの社会経済階層による子どもの生活の差異を描写することとする。

社会経済階層（Social Economic Status : SES）を表す指標としては、相対所得による貧困ステータスおよび所得五分位による所得階層を主に用いる。相対的貧困ステータスは、通常、年（回）ごとに、サンプルの中央値の50%を貧困基準とし、それを下回る世帯を貧困と定義する。しかしながら、脱落が低所得層に偏っていることを考慮すると、この方法では貧困基準である中央値の50%が調査の回数をおうごとに上昇してしまい、脱落が起こらなかつたのであれば貧困世帯と認識されない世帯も貧困と判断されてしまう可能性がある。そのため、本稿では、通常の観察時点（この場合7歳時点）の所得を観察時点のサンプルの中央値の50%を下回るか否かで判定する方法に加え（7年目貧困）、7歳時点での所得を、第1回のサンプルで計算される中央値の50%を下回るかで判定する方法を用いる（7年目貧困（基準1））。通常の方法で計算した場合、第7回の貧困率は10.80%なのに対し、第1回の貧困基準で計算した場合、第7回の貧困率は、7.06%となる³。さらに、参考として、第1回の所得を第1回の貧困基準で計算した分析（1年目貧困）1所得五分位階級も同様に、第7回の所得で判定した五分位と、1年目の所得を用いて判別した五分位を用いる。

3. 学校外で子どもが時間を過ごす相手

1) 親との時間

まず、用いられたデータの対象児童がまだ7歳であることを踏まえ、彼らの社会スペースにおいて最も重要であろうと思われる母親、父親と過ごす時間を見てみよう。表2は、特に親と過ごす時間が少ない（母親との時間が平日1時間未満、母親との時間が休日2時間未満、父親との時間が平日1時間未満、父親との時間が休日2時間未満、4つのカテゴリーすべて）子どもの割合を社会経済階層（以下、SES）ごとに計算したものである。SESには、7年目の所得の中央値50%を貧困基準とした貧困ステータス（通常の貧困指標、7年目貧困）、7年目の所得を1年目の貧困基準で判定した貧困ステータス（7年目貧困基準1）、1年目の所得で判定した貧困ステータス（1年目貧困）、所得五分位（7年目所得、1年目所得）を用いているが、同様の傾向を示しているので、ここでは7年目の所得と貧困基準を用いた結果について述べる（以下、同様）。

³ ただし、本調査の対象は、そもそも2001年に生まれた子をもつ世帯という社会全体の中では比較的に高所得に偏っており、比較的に均一なサンプルであるため、このサンプルにおける貧困基準は、社会全体における貧困基準に比べて高く、また、貧困率は低いことに留意されたい。しかし、子どもの観点からは、独居の高齢者なども含む社会全体に比べて相対的にどの位置にあるのかということよりも、同じ年齢層の他の子どもたちと比べてどの位置にあるのかということがより重要とも考えられる。

それによると、親と過ごす時間が極端に少ない児童の割合は、平日、休日、父親、母親にかかわらず、貧困層の方が非貧困層に比べ多い。平日に母親と過ごす時間が1時間未満な子どもは、貧困層では5.7%、非貧困層では3.2%となる。所得五分位で見ると、第1五分位（最低所得層）では5.0%、その他の4つの分位では殆ど差異がない3.0%~3.2%となる。休日の母親と過ごす時間が2時間未満の子どもの割合も、同様であり、第1五分位のみが高い数値となっている。父親と過ごす時間は、さらに大きな差異があり、平日に1時間未満は、貧困層52.6%、非貧困層45.0%、休日に2時間未満が、貧困層39.3%、非貧困層9.6%となっている。所得五分位でみると、休日に父親と過ごす時間が少ない子どもは、特に最低所得層に偏っている（29.6%）いることがわかる。平日については、第4、第5五分位の方が第1五分位よりも高い割合となっており、所得と平日に父親と過ごす時間はlinearな関係ではない。

このような差異の一部は、世帯タイプの違いによって説明される。母子世帯、父子世帯の場合は、それぞれ、父親、母親が不在なため、当然父親、母親との時間はゼロとなる。しかしながら、父親、母親が存在している場合も、もう一方の片親がいない世帯は、残る片親との時間が少ない。ふた親世帯と母子世帯を比べると、母親との平日過ごす時間が1時間未満なのはふた親世帯では2.8%なのに対し、母子世帯では6.4%である。休日でも、母子世帯はふた親世帯の約2倍の率となる。ふた親世帯と父子世帯とを比べると、平日では父親と過ごす時間が2時間未満なのはふた親世帯の方が多く、休日では父子世帯の方が多く、また、懸念されるのは、父子世帯において、平日唯一の親である父親と過ごす時間が1時間未満な子どもが38.7%と約4割、休日ですえ12.9%いることである。父子世帯の子どもの中では特に、親との時間が少ない子どもが多いと言えよう。

<表2 7歳児が親と過ごす時間、SES別：全児童>

母子世帯、父子世帯の所得は、ふた親世帯に比べて低い傾向があるため、表1の父親との時間や母親との時間とSESの関連は片方の親が不在であるという事実によって生じているだけかも知れない。そこで、集計対象をふた親世帯に限ったものが表2である。母親との時間については、表1と同様に所得が低いほど、特に第1五分位において、少ない子どもの割合が多い。しかし、その差は表1ほどではない。平日の父親との時間については、順位が逆転しており、非貧困層の方が、貧困層よりも、父親と過ごす時間が少ない子どもが多い（第5五分位では、51.2%、第1五分位では32.0%）。しかしながら、休日を見ると、父親との時間が2時間未満という子どもは、貧困層の方が多く、特に第1五分位では高くなっている（10.9%）。

<表3 7歳児が親と過ごす時間、SES別：ふた親世帯のみ>

2) 放課後を過ごす場所と相手

次に着目するのは、放課後の過ごし方である。本データは、すべて7歳の誕生日（7月か1月）に調査されており、調査対象者は小学1年生であるため、平日は午後2時ごろ以降放課後となる。放課後は、習い事や塾、スポーツクラブなど、子どもによって大

きくその過ごし方に差がある時間である。同時に、放課後は、交友関係を深める時間でもあり子どもの社会生活において学校とは異なるダイナミクスを見ることが出来る時間帯であろう。SESによる放課後の過ごし方の違いは、ラリーュー(2003)、リッジ(2002)などにおいても、詳細に描写されており、日本においてもこれが確認されるのかが分析の視点である。本データでは、分析対象者がすべて小学1年生であるため、放課後の過ごし方を規定するものとして、学童保育や塾・習い事・スポーツクラブに通っているか否かが一つの焦点となるであろう。そこで、まず、ここでは7歳児が放課後を過ごす場所を見てみよう(表4、複数回答)。

<表4 7歳児が放課後を過ごす場所(複数回答)、SES別>

全体の約4分の3の子どもは放課後を過ごす場所として「自宅」、約4分の1の子どもは「学童保育」と回答している。この設問は複数回答なので、この二つの両方を回答している子どもも約1割いるが、多くはこのどちらかを主としてその他の「子どもの友だちの家」「習い事・スポーツクラブ・学習塾等」「戸外(公園等)」を組み合わせている。SES別にみると、「自宅」と回答した子どもの率は非貧困層の方が若干多いが、これを所得五分位別にみると、異なった状況が見えてくる。第5五分位における「自宅」の率が他の層に比べると低く、第2～第4五分位が高くなっており、第1五分位はそれらに比べて若干低くなっている。「学童保育」では、その逆の傾向が見られ、第5五分位が一番高く、次に第1五分位、中間層はほぼ横並びで低くなっている。同様の傾向は、「友だちの家」「戸外(公園等)」でも確認できる。すなわち、所得五分位の両端において、率が低く、中間層は高い。所得と線形な関係を見せる唯一の回答が「習い事・スポーツクラブ・学習塾等」であり、第1五分位では23.2%であるのに対し、第5五分位では45.6%と2倍近い率となっている。世帯タイプ別では、特徴的なのが、ひとり親世帯では約半数の50.9%が学童保育を利用していること、また、「習い事等」が16.5%と他に比べて低いことである。

総括すると、第5五分位(富裕層)の子どもたちは、「学童保育」や「習い事等」に通っている割合が高く、「友だちの家」や「戸外」で過ごす率は中間層に比べて低い。このことから、彼らには、親が働いていることや、金銭的な余裕から、さまざまな「アクティビティー」が親によって用意されていることが伺える。これは、ラリーュー(2003)が描写したアメリカのミドルクラスの子どもたちの生活にも似ている。一方で、第1五分位(貧困層)の子どもは、中間層に比べると若干「学童保育」の率が高いものの、第5五分位ほどではなく、その他のどの「場」についても他の子どもたちに比べて回答している割合が少ない。すなわち、放課後を過ごす「場所」のバラエティーが少ないと言えよう。ラリーュー(2003)の観察では労働者階級の子どもたちが、近隣の公園などで自由に遊ぶさまが報告されているが、「戸外(公園等)」に関しても一番低い率となっている。これは、本分析の子どもたちの年齢が7歳とまだ幼いことから、ラリーュー(2003)の観察した、より年齢の高い子どもに比べて、子どもだけで公園遊びをさせることが比較的少ないからとも考えられる。

<表5 7歳児が放課後を一緒に過ごす相手（複数回答）、SES別>

それでは、次に、7歳児が放課後を一緒に過ごす相手を見てみよう（表5、複数回答）。これを見ると、ほぼ7割の7歳児は放課後を友だちと過ごしているが、その割合は所得が高い層の子どもほど高い。第5五分位（富裕層）では約78.6%、第1五分位（貧困層）では約70.3%となっている。特に第1五分位に属する子どもは他の子どもたちに比べ大きく友だちと過ごすとした割合が落ち込んでいるのが懸念される。同様の線形の関係は、「別居家族」と「家族以外の大人」でも見ることができる。全体では約10.5%の子どもが「別居家族」と放課後を過ごしているが、所得が高い層であるほど、その割合は多い。第2から第4までの中間所得層においては、その差は殆どないものの、第1は中間所得層よりも約2%少なく、第5は中間所得層よりも約2%多いことから、第1五分位と第5五分位の差は4%にもなる。「家族以外の大人」については、全体では約5.0%の子どもが放課後を一緒に過ごすことがあるが、ここでも所得が高い層であるほど、その割合は多い。すなわち、所得が高い層であるほど、放課後を一緒に過ごす相手のバラエティーが多くなり、これは、上記の「場所」の分析と連動するものであろう。結果として、友だちや親以外の大人も含め、貧困層の子どもはより社会生活を送る「相手」が少なく、逆に富裕層は、さまざまな人々との交流があると言えよう。

（親をも含む）同居家族については、第5と第1の両端において、その率が低くなっており、特に第5五分位の子どもたちは第2から第4五分位の子どもたちに比べ10%近くの落ち込みとなる。これは、「場所」の分析でこの層が「学童保育」を多く利用していることから親の就労によるものと考えられる。

世帯タイプ別には、「友だち」には統計的な差異はないが、同居家族には大きな差がある。これはひとり親世帯の親が就労しているため、放課後に家にいないことが多いことを表しているのであろう。逆に「別居家族」が若干高い理由も、親が就労していることにより、祖父母などに預けられている率が高いことを示唆しているのかもしれない。「家族以外の大人」ではふた親世帯の方が若干高い。

社会的排除、そして、安全という観点から最も気になる「ひとり」という選択肢は、約5%の子どもが回答している。しかしながら、所得階級や貧困ステータス、そして世帯タイプによる回答の傾倒に統計的な違いは見られなかった。

3) 塾・習い事・スポーツクラブの頻度

放課後を過ごす場所の分析では、所得が高い層ほど「習い事・スポーツクラブ・学習塾等」と回答した率が高いことを示した。ここでは、さらに詳しく、1週間のうち何日、このような活動をしているのかを見てみる（表6）。

表6の分析は、明快である。所得が高い層ほど「塾・習い事・スポーツクラブ等」のある日数が多くなる。ラリー（2003）の報告にもあるように、所得の高い層では、特にこれらの活動の頻度が高く、いくつもの活動を掛け持ちしている様が見取れる。週に3日以上これらの活動をしている子どもの率は、明らかに所得の高い層で突出しており、子どもたちが親の用意するさまざまな諸活動に忙しうさせられていること示唆される。一方で、これら活動を「まったくしていない」とする率は、第5五分位（富裕層）では